

《耐震診断の結果の公表【要安全確認計画記載建築物(新居浜市が管轄する区域内の分)】》

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐促法」)第9条の規定に基づき、公表します。

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途 【県指定施設】	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	市庁舎	新居浜市一宮町一丁目5番1号	二 市役所・町役場	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)(鉄骨・充填材)	Is/Iso=1.29 Ctu・Sd=0.61	-	-	耐震改修済 要緊急安全確認 大規模建築物に 該当
2	新居浜警察署	新居浜市久保田町三丁目9番8号	五 警察庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.29 Ctu・Sd=0.21	未定	-	
3	新居浜市北消防署川東分署	新居浜市松神子一丁目8番20号	六 消防庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=2.81 Ctu・Sd=1.55	-	-	診断の結果耐震性有
4	新居浜市南消防署	新居浜市喜光地町一丁目5番9号	六 消防庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=2.09 Ctu・Sd=0.78	-	-	診断の結果耐震性有
5	県立新居浜病院 (本院A棟、B棟)	新居浜市本郷三丁目1番1号	七 災害拠点病院	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.22 Ctu・Sd=0.66	-	-	耐震改修済 要緊急安全確認 大規模建築物に 該当

(※)愛媛県耐震改修促進計画(抜粋)(法第5条第3項第1号関係)

道路啓開計画のステップⅠ及びⅡで啓開される路線で結ばれる次に掲げる用途の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして令第3条に規定する建築物に限るものとし、要緊急安全確認大規模建築物であるものを含むものとする。)、法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物に指定し、その所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成30年3月31日(要緊急安全確認大規模建築物にあっては、平成27年12月31日)までに所管行政庁に報告しなければならない。ただし、報告期限内に当該建築物の解体が実施された場合等は、その旨を報告することにより、耐震診断結果の報告は不要とする。

(一 県庁舎、二 市役所・町役場、三 市町総合支所、四 国土交通省事務所、五 警察庁舎、六 消防庁舎、七 災害拠点病院)

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$Is/Iso < 0.5$ 又は $Ctu \cdot Sd < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Iso$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot Sd$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版) 鉄骨が充填材の場合	$Is/Iso < 0.5$ 又は $Ctu \cdot Sd < 0.125 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Iso$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot Sd$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版) 鉄骨が非充填材の場合	$Is/Iso < 0.5$ 又は $Ctu \cdot Sd < 0.14 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Iso$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot Sd$

Z(地域指標)=0.9、G(地盤指標)=1.0、U(用途指標)=1.0、Rt(震動特性係数)=1.0(ただし、いずれも愛媛県が公表する施設である場合に限る。)

I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては、損傷が生ずるおそれや倒壊するおそれは少ない。

(※)『構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果』の欄に記載の、Is/Isoに用いるIsoは、一律、Z(地域指標)=0.9、U(用途指標)=1.0として算定した。